

自転車の安全な乗り方～自転車安全利用五則～

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられているため、歩道は原則通行できません。車道と歩道の区別があるところは原則車道の左側に寄って通行しなければなりません。

普通自転車専用通行帯

普通自転車^{*}は普通自転車専用通行帯が設置されている場合、この通行帯を通行しなければなりません。

^{*}普通自転車とは一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合し、他の車両をけん引していないもの。



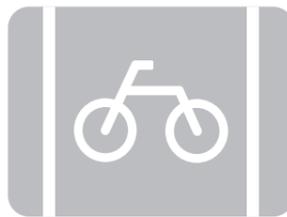
標識



標示



標識



標示

歩道を通行できる場合

原則、自転車は通行できませんが、下記のいずれかに該当する場合に限り歩道を通行することができます。通行するときは、歩行者の安全を最優先に通行してください。

- ・通行できる標識等がある
- ・運転者が、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障がい者 など

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから周囲の安全を確認し、走行しましょう。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、左右の安全を確認してから走行しましょう。



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、事故が起きた際に自身の被害を軽減させるためヘルメットを着用しましょう。幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



特集

守ろう！

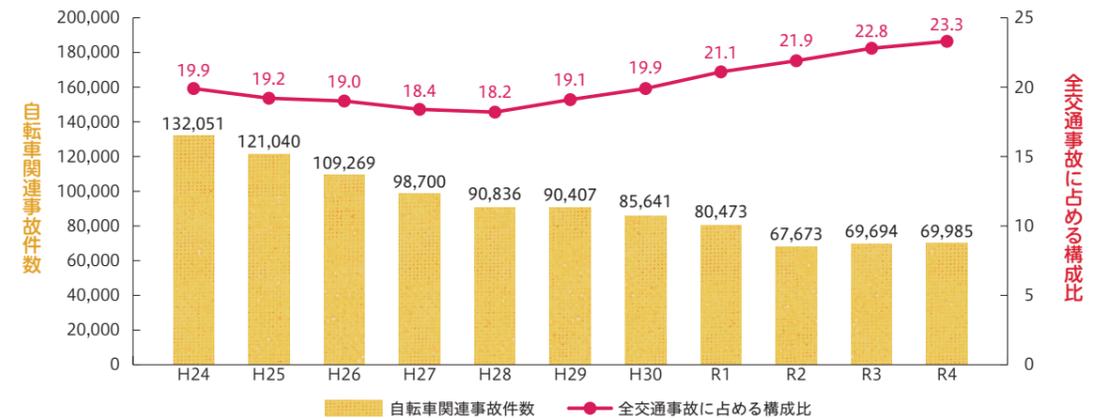
自転車の交通ルール



自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられている「車の仲間」です。自転車に乗る人はもちろん、自動車を運転する人や歩行者も交通ルールを知り、これを守ることによって事故防止につながります。一人ひとりが交通ルールをあらためて確認し、安全運転を心がけましょう。

問合せ 自治振興課交通安全担当(内線)244

自転車関連事故件数の推移



^{*}自転車乗用者が第一当事者・第二当事者となった事故を計上。ただし、自転車相互事故は1件として計上。
出典：警察庁ホームページ「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」

自転車関連事故件数は、平成24年から令和2年までは減少傾向にありましたが、近年では横ばい状態が続いています。しかし、全交通事故に占める構成比は、平成28年以降増加傾向にあります。また、警察庁が発表した「自転車関連交通事故の状況」によると令和4年に発生した自転車乗用中の死亡・重傷事故のうちの約73パーセントに自転車側の法令違反が認められています。自転車は幅広い世代が利用する便利な乗り物ですが、安全に乗るためには交通ルールをしっかりと理解し、守る必要があります。自転車に乗るときは交通ルールを遵守し、被害者・加害者にならないように交通事故防止の徹底を図りましょう。



地域で取組む交通安全対策

交通安全講習会

市内の小・中学校で保護者を対象とした交通安全講習会が行われています。交通指導員が児童の登校時における横断歩道の渡し方や旗のあげ方について説明しています。



交通安全教室

毎年、小学1年生を対象とした交通安全教室を開催しています。交通ルールの説明や実際に横断歩道を渡る練習をするなどの体験型の講習を行っています。



四季の交通安全運動

スローガンに「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」を掲げています。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。市では、岩槻警察署、岩槻蓮田地区交通安全協会など各種団体の協力により啓発活動を行っています。

自転車損害保険に加入しましょう

埼玉県では、自転車保険への加入が義務になっています。万が一に備えて、自転車保険に加入しておきましょう。詳細は、県公式YouTubeチャンネルをご覧ください。



「入っているよね？自転車保険。～自転車に乗る人の責任～」
(埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが))

Interview 自転車による事故を少しでも防ぐために

岩槻警察署交通課 課長 齋藤和美さん



市内の自転車事故の状況

市内では令和5年に自転車乗用中の交通事故が37件発生しました。その中でも交差点内での交通事故が29件と非常に多くなっています。交差点では一時停止や安全確認を必ず行いましょう。

年齢別・時間別に見ると通学・通勤で自転車を利用するかの事故の件数が多い傾向にあります。通学・通勤時には特に注意して運転しましょう。

自転車に乗るときの注意点

ヘルメットの着用を推奨しています。飲酒運転・二人乗り・傘差し・スマートフォンやイヤホンの使用しながらの「ながら運転」はたいへん危険です。自転車に乗るときに免許はいりませんが、事故を起こした場合には刑事上・民事上の責任を問われます。加害者・被害者にならないためにも、「ながら運転」は絶対にやめましょう。

市民の皆さんへ

ヘルメットを着用することで、交通事故による頭部への衝撃は大きく変わります。自分自身のたいせつな命を守るために、自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう。

埼玉県警察からのお知らせ かぶる・ひろがる・命を守る みんなでカチッと！！プロジェクト

埼玉県警察では、自転車ヘルメットの着用を統一行動とするグループを募集しています。プロジェクトに参加すると自転車ヘルメット購入サポートを受けられる場合があります。詳細は、県警察ホームページをご覧ください。



◀埼玉県警察ホームページ

参考：警察庁ホームページ「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」、埼玉県警察ホームページ「自転車の安全点検について」

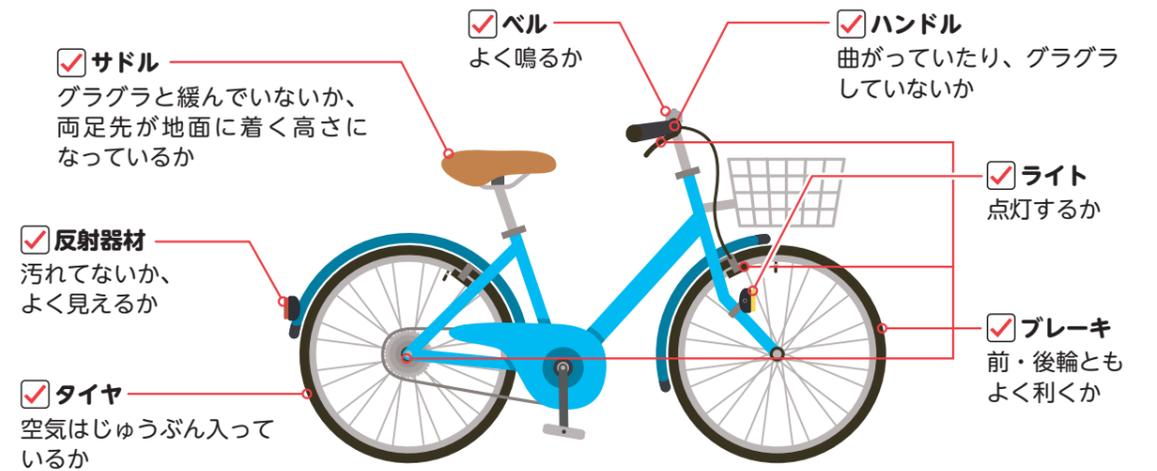
自転車の日常点検をしましょう～合言葉は「ブ・タ・ベル・サ・ハ・ラ」～

埼玉県警察では、自転車の日常点検すべき箇所の頭文字をとった「ブ・タ・ベル・サ・ハ・ラ」という合言葉があります。点検をするときは、目視での確認や音を聞くこと、実際に乗ってみてバランスやブレーキに異常がないかをふだんから確認してみましょう。

日常点検の合言葉

ブ ブレーキ **タ** タイヤ **ベル** ベル **サ** サドル **ハ** ハンドル、反射器材 **ラ** ライト

(自転車点検箇所の例)



ヘルメット選び・着用のポイント

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車のヘルメットの着用が努力義務化になりました。警察庁が発表した「自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率（平成30年～令和4年合計）」によると、ヘルメットを着用していない人の致死率がヘルメットを着用している人と比べ、約2.1倍高くなっています。ヘルメットは頭部を保護するために必要なアイテムです。自分自身の安全を守るために、目的に合わせたヘルメットを選び着用しましょう。

自分のサイズに合ったヘルメットを選ぶ

SGマークなどの安全性を示すマークの付いたヘルメットをかぶる

前から後ろにかけて水平になるようにかぶる

眉毛のすぐ上になるようにかぶる

あごひもを確実に締める

